

申請対象を■にする。(様式1)

- 1段目は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置等）を記入する。
- 2段目は充填所の場合は「石油又は液化石油ガス卸売用設備」のように同省令の種類・細目を記入する。

(一社) 日本エルピーガスプラント協会指定用紙

整理番号	号
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

整理番号は、協会が記入するので記入しないでください。

### 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	石油又は液化石油ガス卸売用設備
	設備の名称	電子式回転充填機
	設備型式	●●●●-●●
	本社名・事業所名	●●●●株式会社 ●●●●充填所
	法人番号 ※法人のみ	999999999999
	本社所在地	●●●●県●●●●市●●●●丁目●●●●番地
	ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	●●●●株式会社 ●●●●部 ●●●●課 TEL ●●●●-●●●●-●●●●

本社名は「登記上の法人名又は個人事業者名」を必ず記入する。(屋号は不可)

機器の名称と型番を記載する。

上記会社の法人番号を記載する。

本社所在地を記入する。

証明書発行依頼会社(上記、本社名記載会社)の連絡先を記入する。

### ○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか 様式2(チェックシート)に記入した①販売開始年度②取得(予定)年度をそれぞれ記入し、②-①の計算結果が下記(注1)の期間内であれば、1.該当に○	①販売開始年度(西暦): ●●●●年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: ●●●●年度(注2) ② - ① = ●● 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	様式2(チェックシート)の計算結果による	1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注1)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

該当要件の二つが「該当」のときのみ「該当」

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル  
一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会

会長 舟木 隆

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 ●●●●年 ●●月 ●●日

製造事業者等の名称 ●●●●株式会社

製造事業者等の所在地 ●●●●県●●●●市●●●●丁目●●●●番地

代表者氏名: ●●●● ●●●●

担当者氏名: ●●●● ●●●●

所属: ●●●●部 ●●●●課

担当者連絡先(電話番号): ●●●●-●●●●-●●●●

申請受理後、協会にて審査し要件を満たすれば、「年月日」  
「捺印」後、申請者に本紙を返送します。

※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認いただき、不明な点は、中小企業庁税制課長トビックスもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

### 【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

変更事項(注3)	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

#### 【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

令和5年3月31日までに申請を行った先端設備等導入計画に添付する生産性向上要件証明書としても利用できます。詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。